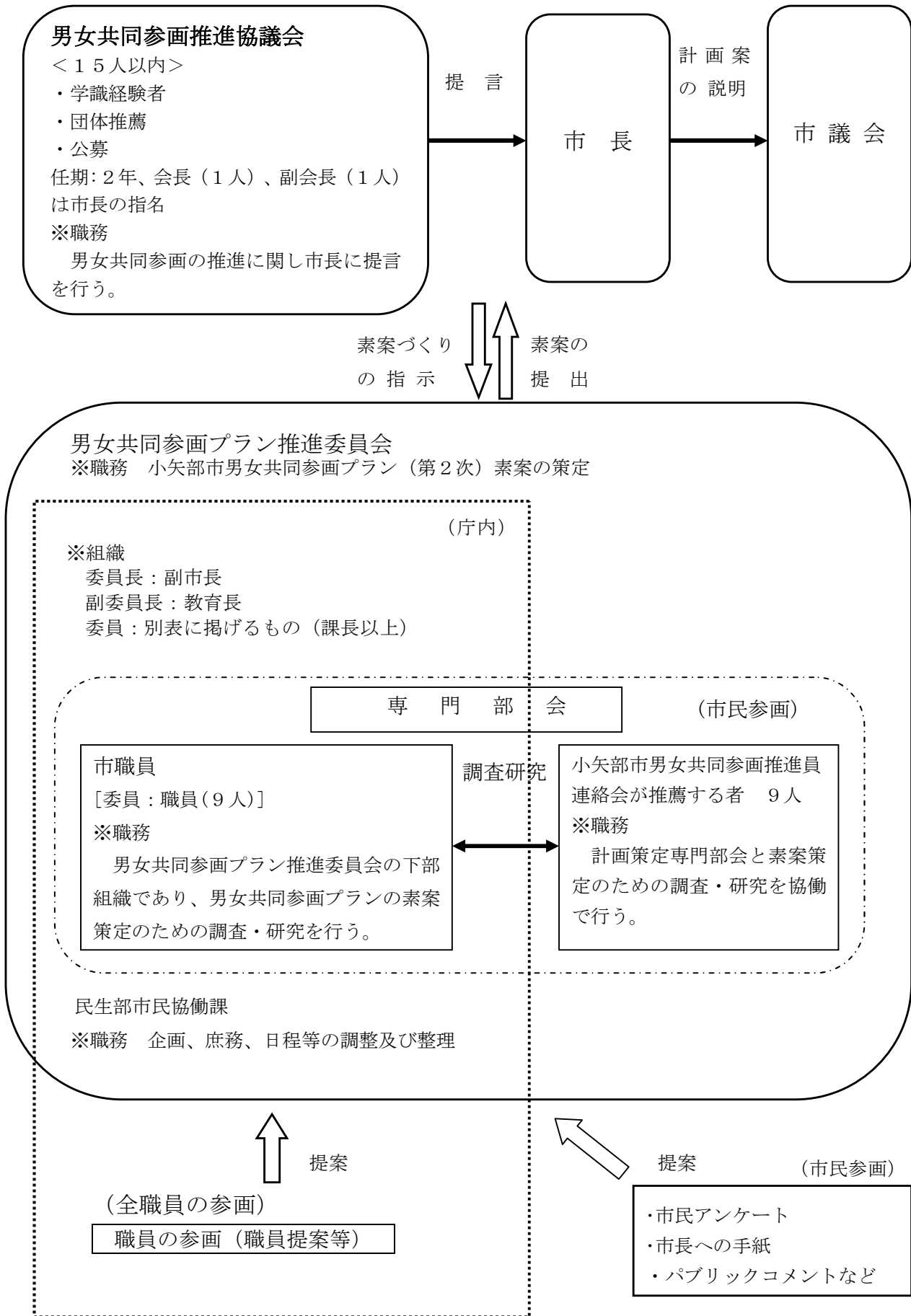


資料編



小矢部市男女共同参画プラン（第2次）策定に関する組織



小矢部市男女共同参画推進協議会設置要綱 (平成20年7月31日告示第42号)

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に向けて、小矢部市男女共同参画プランを推進し、及びその進行管理等を行うため、小矢部市男女共同参画推進協議会（以下「参画推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 参画推進協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 小矢部市男女共同参画プランの進行管理に関する事。
- (2) 男女共同参画を推進する団体及び個人のネットワークの構築に関する事。
- (3) 男女共同参画推進員の活動支援に関する事。
- (4) その他男女共同参画の推進に関する事。

2 参画推進協議会は、前項各号に掲げる事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 参画推進協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画社会の推進について識見を有する者
- (2) 市内団体の代表者から推薦された者
- (3) 公募による者（20歳以上の小矢部市民に限る。）

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 参画推進協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の中から市長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、参画推進協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会長は、参画推進協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

(庶務)

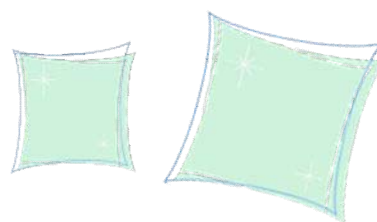
第7条 参画推進協議会の庶務は、市民協働課において行う。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、参画推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。



小矢部市男女共同参画推進協議会委員名簿

氏名	推薦団体等	備考
水牧 尚	小矢部市自治会連合会	会長
嶋田 幸恵	小矢部市女性団体連絡協議会	副会長
林 説則	小矢部市商工会	
村西 更新	小矢部市企業協会	
奥川 孝子	砺波人権擁護委員協議会小矢部地区委員会	
吉田由紀子	小矢部市小中学校校長会	
西尾 陽子	小矢部市PTA連絡協議会	
石島 幹大	小矢部青年会議所	
新谷 幸子	小矢部市男女共同参画推進員連絡会	
片岸 まき	小矢部市家庭児童相談員	
河合千枝子	公募委員	
林 清則	公募委員	



小矢部市男女共同参画推進協議会経過一覧

	年 月 日	協 議 事 項	場 所
第 1 回	平成 24 年 11 月 21 日 (水)	(1)小矢部市男女共同参画プラン (第 2 次) 策 定について (2)小矢部市男女共同参画プラン (第 2 次) 素 案について (3)今後のスケジュールについて	小矢部市役所 特別会議室
第 2 回	平成 25 年 1 月 23 日 (水)	(1)小矢部市男女共同参画プラン (第 2 次) 素 案について (2)今後のスケジュールについて	小矢部市役所 第 2 委員会室
第 3 回	平成 25 年 2 月 28 日 (木)	(1)小矢部市男女共同参画プラン (第 2 次) の 素案について	小矢部市役所 特別会議室
	平成 25 年 3 月 5 日 (火)	「小矢部市男女共同参画プラン (第 2 次) の 素案」について (提言)	小矢部市役所 市長公室



水牧委員長、嶋田副委員長ほか協議会委員より市長へ提言
(平成 25 年 3 月 5 日)

小矢部市男女共同参画プラン推進委員会設置規程

(目的)

第1条 小矢部市における男女共同参画推進に関する施策について、庁内関係機関の緊密な連携を図るとともに、総合的、かつ効果的な対策を推進するため、小矢部市 男女共同参画プラン推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 小矢部市男女共同参画プランの策定及び実施に関すること。
- (2) 男女共同参画行政の総合的推進に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する施策について、関係行政機関との連絡調整に関すること。
- (4) その他男女共同参画に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長の職にある者をもって充て、委員会を統括する。
- 3 副委員長は、教育長の職にある者をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故 あるときはその職務を代行する。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が主宰する。

(専門部会)

第5条 委員長が必要と認めるときは、専門部会（以下「部会」という。）を設けることができる。

- 2 前項の部会員は、小矢部市男女共同参画推進員及び関係職員の中から委員長が任命する。
- 3 部会は、その部門に属する事項について、調査研究及び審査し、その結果を推進委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、民生部市民協働課において処理する。

(細則)

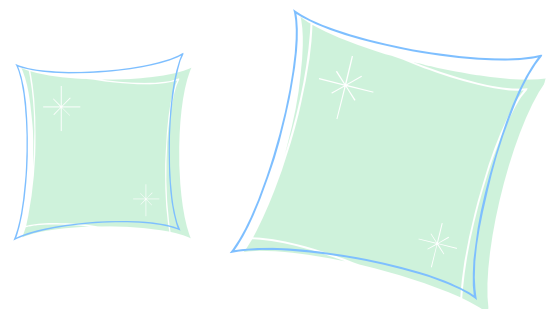
第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年7月2日から施行する。

別表

総務部長 産業建設部長 民生部長 企画室長 産業建設部次長 民生部次長 教育次長 企画政策課長 商工立地振興課長 総務課長 農林課長 健康福祉課長 社会福祉課長 教育総務課長 生涯学習文化課長 スポーツ課長



小矢部市男女共同参画プラン推進委員会委員名簿

	職	氏名
委員長	副市長	高畠 進一
副委員長	教育長	日光 久悦
委員	総務部長	松本 信明
委員	産業建設部長	野澤 敏夫
委員	民生部長	林 和宏
委員	企画室長	稲原 勉
委員	産業建設部次長	川原 幸雄
委員	民生部次長 (社会福祉課長)	吉川 哲二
委員	教育次長 (教育総務課長)	舟本 勇
委員	企画政策課長	山田 博章
委員	商工立地振興課長	砂川 靖春
委員	総務課長	石丸 和義
委員	農林課長	澁谷 純一
委員	健康福祉課長	貝淵 稔
委員	生涯学習文化課長	谷敷 秀次
委員	スポーツ課長	高木 利一

小矢部市男女共同参画プラン推進委員会専門部会名簿

部会	氏名	所属	備考
第1部会	岡田 昇	市男女共同参画推進員	第1部会部会長
	吉倉 千里	総務課	第1部会副部会長
	浅野 由美子	市男女共同参画推進員	
	谷崎 正則	市男女共同参画推進員	座長
	辻倉 美智子	市男女共同参画推進員	副座長
	古川 正樹	企画政策課	
	高木場 万里	教育総務課	
	沼田 智子	生涯学習文化課	
第2部会	林 智子	市男女共同参画推進員	第2部会部会長
	野沢 弘一	農林課	第2部会副部会長
	加賀谷 武志	市男女共同参画推進員	
	新谷 幸子	市男女共同参画推進員	
	石原 富士夫	市男女共同参画推進員	副座長
	沼田 純子	市男女共同参画推進員	
	森 通	商工立地振興課	
	島田 賀世恵	健康福祉課	
	橋本 里美	社会福祉課	
	林 伸恭	スポーツ課	

小矢部市男女共同参画プラン推進委員会経過一覧

	年月日	協議事項	場所
第1回	平成24年 8月21日(火)	(1)小矢部市男女共同参画プラン推進委員会の設置について (2)小矢部市男女共同参画プラン(第2次)策定について (3)アンケート調査結果について (4)プラン進捗シート・新規施策シートについて	小矢部市役所 特別会議室
第2回	平成24年 11月12日(月)	(1)専門部会開催状況について (2)小矢部市男女共同参画プラン(第2次)素案について (3)今後の予定について	小矢部市役所 特別会議室
第3回	平成24年 12月28日(金)	(1)小矢部市男女共同参画推進協議会会議の概要について (2)小矢部市男女共同参画プラン(第2次)素案について (3)今後の予定について	小矢部市役所 特別会議室



小矢部市男女共同参画プラン推進委員会

小矢部市男女共同参画プラン推進委員会専門部会経過一覧

	年月日	協議事項	場所
第1回	平成24年 9月5日(水)	全体会議 (1)小矢部市男女共同参画プラン(第2次)策定について (2)アンケート調査結果について	小矢部市役所 特別会議室
	平成24年 9月26日(水)	部会ごとに協議(第1部会・第2部会) (1)小矢部市男女共同参画プラン(第2次)体系について	小矢部市役所 (第1部会:501会議室 第2部会:502会議室)
	平成24年 10月10日(水)	部会ごとに協議(第1部会・第2部会) (1)小矢部市男女共同参画プラン(第2次)目標別計画について	小矢部市役所 (第1部会:特別会議室 第2部会:402会議室)
	平成24年 10月18日(木)	部会ごとに協議(第2部会) (1)小矢部市男女共同参画プラン(第2次)目標別計画について	小矢部市役所 (第2部会:502会議室)
第2回	平成24年 10月24日(水)	全体会議 (1)小矢部市男女共同参画プラン(第2次)第3章 計画の内容(1.体系図 2.目標別計画) (2)小矢部市男女共同参画プラン(第2次)第1章 計画の策定にあたって 第2章 計画の基本的考え方	小矢部市役所 特別会議室
第3回	平成24年 11月7日(水)	全体会議 (1)小矢部市男女共同参画プラン(第2次)第3章 計画の内容(1.体系図 2.目標別計画) (2)小矢部市男女共同参画プラン(第2次)第1章 計画の策定にあたって 第2章 計画の基本的考え方	小矢部市役所 特別会議室
第4回	平成24年 11月28日(水)	全体会議 (1)男女共同参画プラン推進委員会・男女共同参画協議会会議の概要 (2)小矢部市男女共同参画プラン(第2次)体系図の一部見直しについて (3)実施事業における担当課意見について (4)成果指標について	小矢部市役所 特別会議室



小矢部市男女共同参画プラン推進委員会専門部会全体会



小矢部市男女共同参画プラン推進委員会専門部会第1部会



小矢部市男女共同参画プラン推進委員会専門部会第2部会

男女共同参画社会基本法

〔平成 11 年 6 月 23 日号外法律第 78 号〕

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機

会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 2 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 3 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要が

ると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

- 4 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規

定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第4条 総理府設置法(昭和24年法律第127号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 [平成11年7月16日法律第102号抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日[平成13年1月6日]から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 [略]

- 2 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日
(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

- 1~10 [略]

11 男女共同参画審議会

- 12~58 [略]

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 [平成11年12月22日法律第160号抄]

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。[後 略]

富山県男女共同参画推進条例

(平成13年4月)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成を促進するため、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって活動に参画し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女は平等であり性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行の見直し)

第4条 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択を妨げないようにすることを旨として、行われなければならない。

(政策又は方針の立案及び決定への 男女の共同参画)

第5条 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と社会における活動の両立)

第6条 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、

学校、地域その他の社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(男女の生涯にわたる健康の確保)

第7条 男女共同参画の推進は、男女が生涯を通じて健康(身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあることをいう。)であって、それぞれの身体の特徴について互いに理解を深めることにより、安全な妊娠及び出産が快適な環境の下にできるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第8条 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び富山県の地域特性にかんがみ、男女共同参画の推進は、環日本海地域における取組を重視しつつ、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第9条 県は、第3条から前条までに定める男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、国、市町村、県民及び事業者と連携して取り組むものとする。

(県民の責務)

第10条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(男女の人権侵害の防止)

第12条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。)、男女間における暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。)その他の行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画の策定)

第13条 知事は、男女共同参画推進施策の総合的かつ

- 計画的な実施を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するものとする。
- 2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画推進施策の大綱
 - (2) 前号の大綱に基づき実施すべき具体的な男女共同参画
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ富山県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに県民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。
- （県民及び事業者の理解を深めるための措置）
- 第14条 県は、広報活動等を通じて、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習活動において男女共同参画に関する教育及び学習の促進のための適切な措置を講ずるものとする。
- （男女共同参画推進員制度）
- 第15条 県は、県民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画計画の啓発及び普及その他の活動を行う男女共同参画推進員の制度を設けるものとする。
- （拠点施設の設置）
- 第16条 県は、男女共同参画を推進するための拠点となる施設を設置するものとする。
- （県民及び事業者の申出）
- 第17条 知事は、県が実施する男女共同参画推進施策について、県民及び事業者から申出があった場合は、当該申出の適切な処理に努めるものとする。
- 2 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する行為による男女の人権の侵害に関し、県民からの相談の申出があった場合は、当該申出の適切な処理を行うものとする。
- （調査研究）
- 第18条 県は、男女共同参画推進施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。
- （市町村及び民間の団体に対する支援等）
- 第19条 県は、市町村が実施する男女共同参画推進施策及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措

- 置を講ずるように努めるものとする。
- 2 県は、個人及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する取組の奨励に努めるものとする。

第3章 富山県男女共同参画議会

（設置及び所掌事務）

- 第20条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、富山県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- (1) 男女共同参画の推進に関する基本的事項及びこの条例の規定によりその権限に属された事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項
- 2 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
- （組織等）

第21条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 3 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 7 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 8 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 9 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第4章 財政措置等

（財政上の措置等）

- 第22条 県は、男女共同参画推進施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。
- （年次報告）

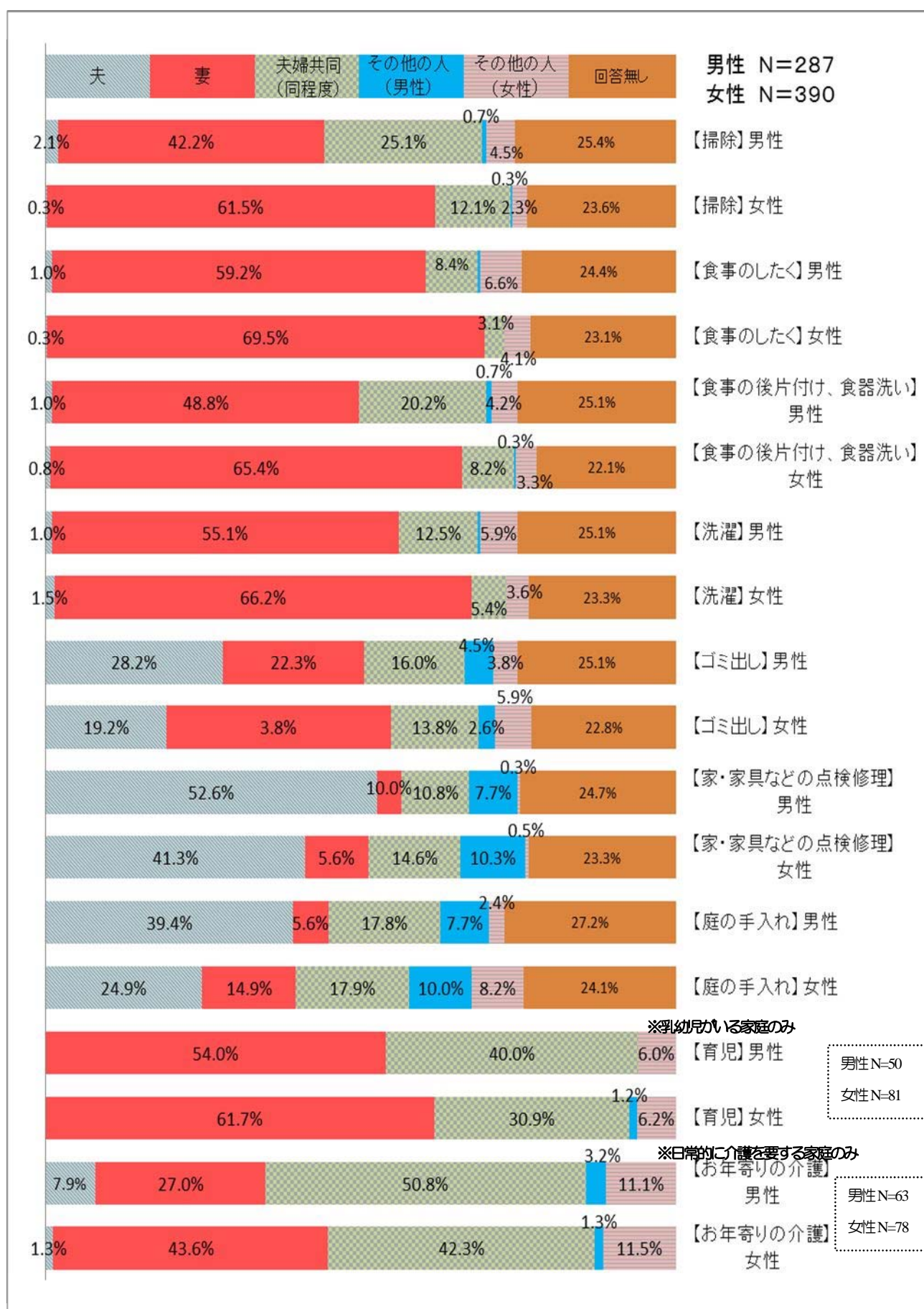
- 第23条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画推進施策の実施の状況についての報告書を作成し、公表するものとする。
- （規則への委任）

- 第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

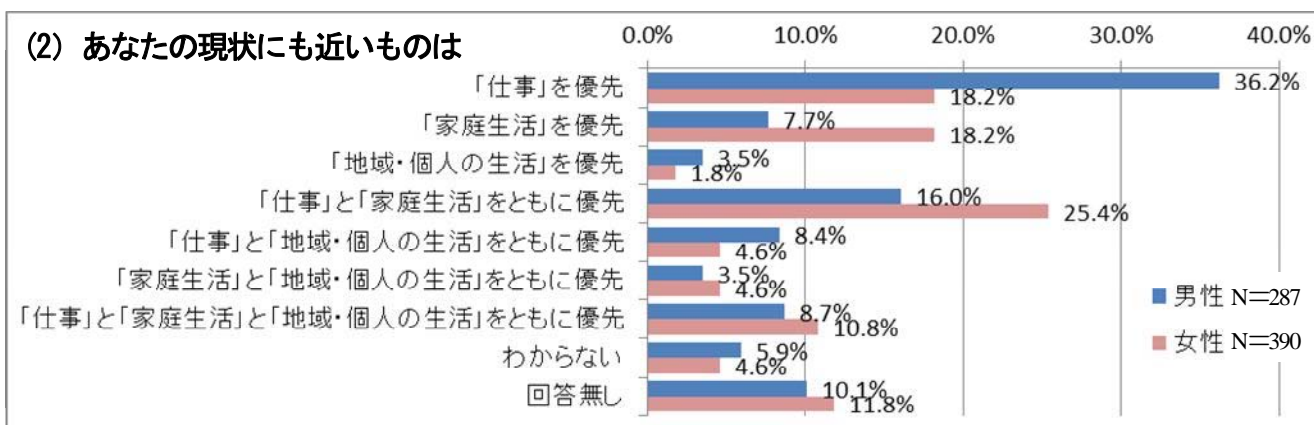
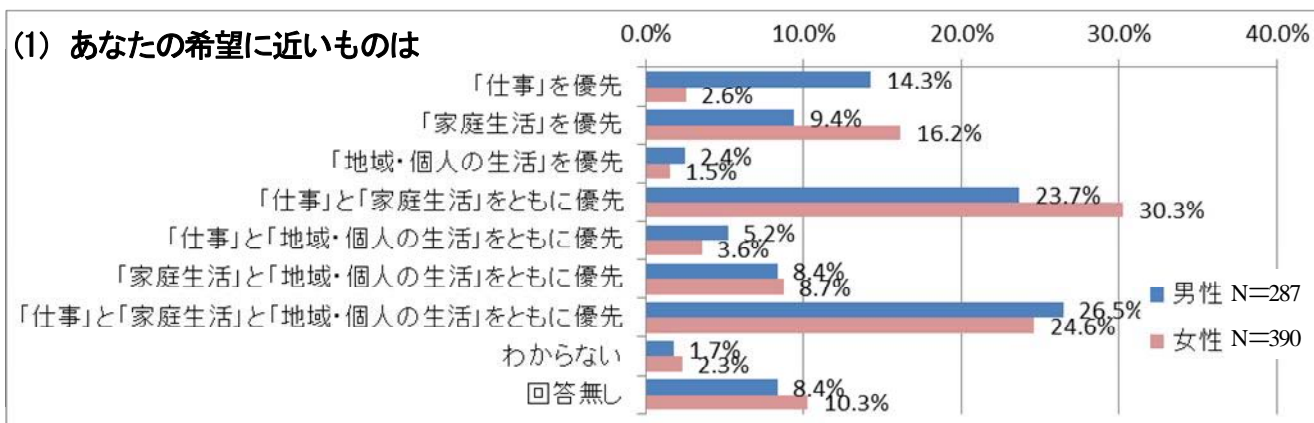
この条例は、平成13年4月1日から施行する。

5 主に誰が分担していますか。(男女別回答)



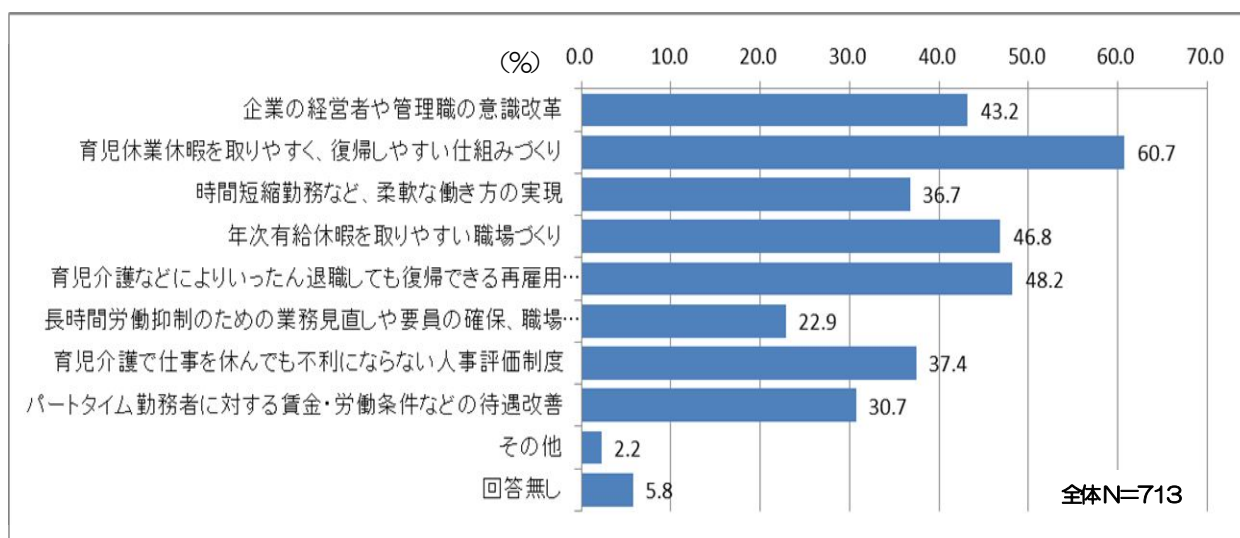
◆◆ 4. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

8 生活の中での、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活（地域活動・学習・趣味・付き合い等）」の優先度について

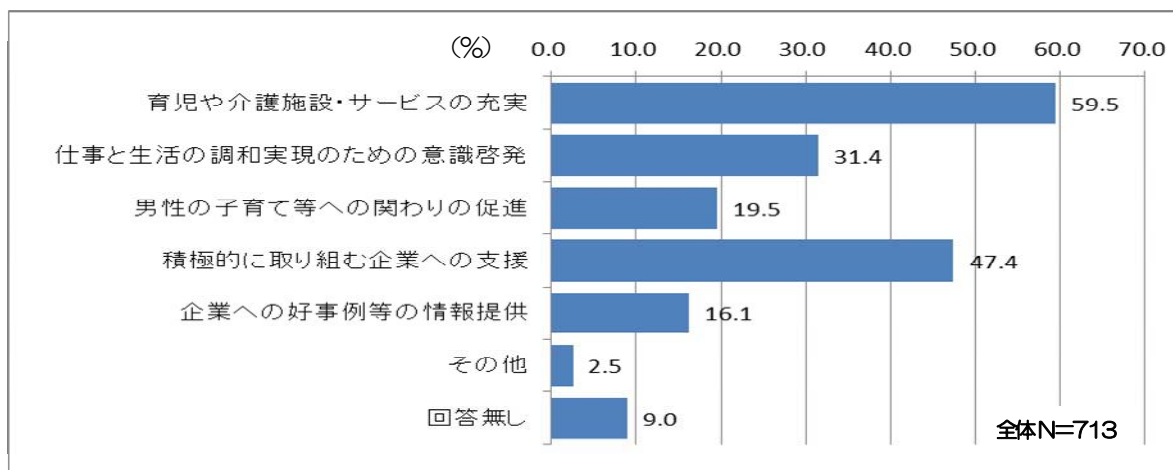


9 あなたは、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現された社会」に近づくためにはどのような取組が必要だと思いますか。（複数回答可）

(1) 企業による取組

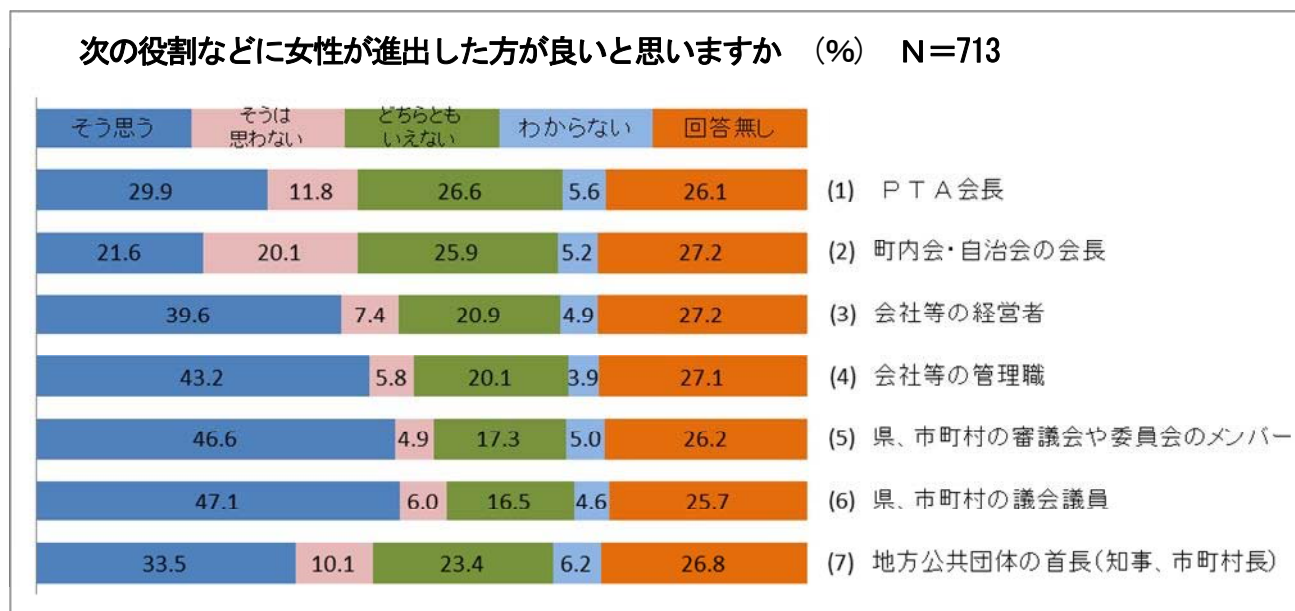


(2) 行政による取組



◆◆ 5. 社会参加・地域 ◆◆

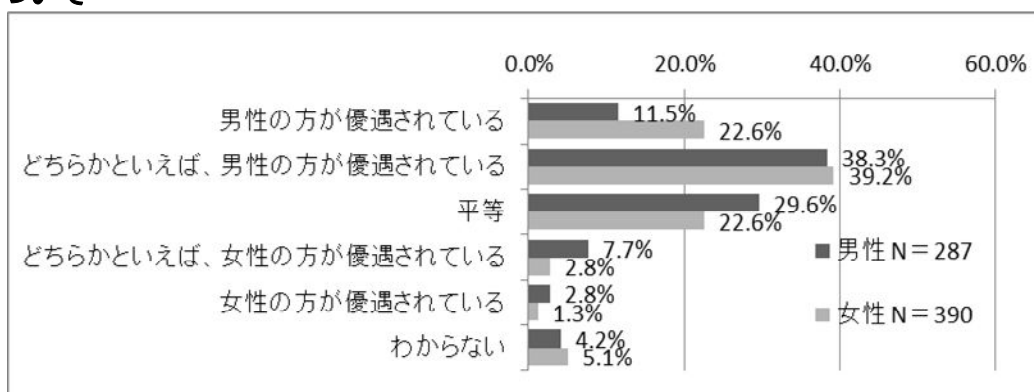
10 女性の進出について

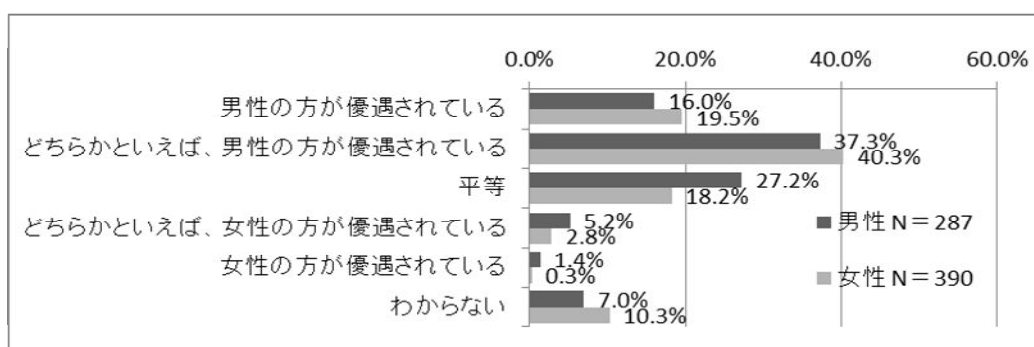


◆◆ 6. 平等意識について ◆◆

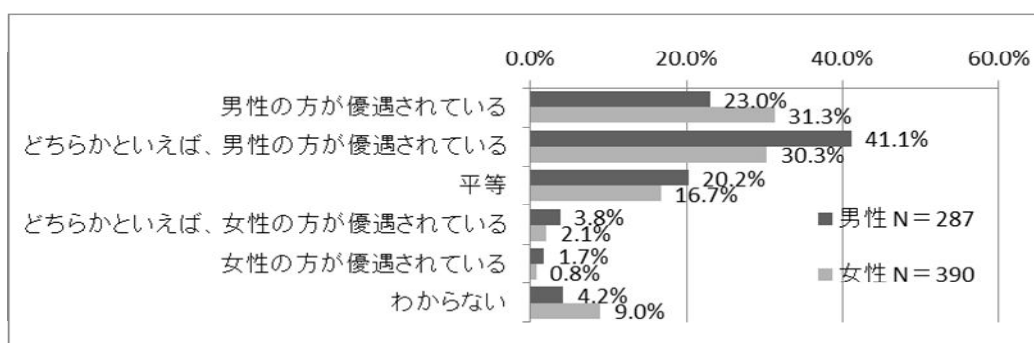
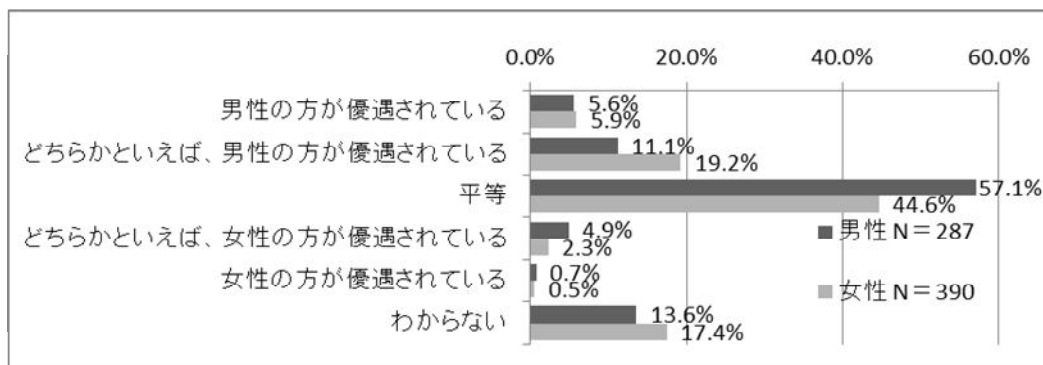
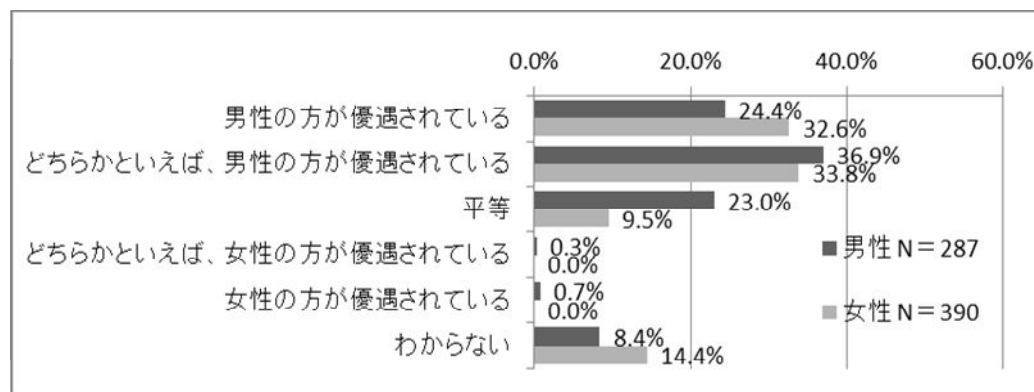
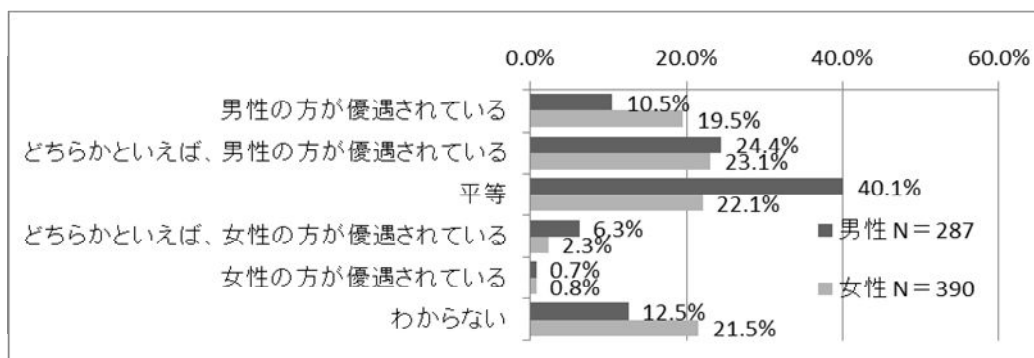
11 男女平等について

(1) 家庭生活で

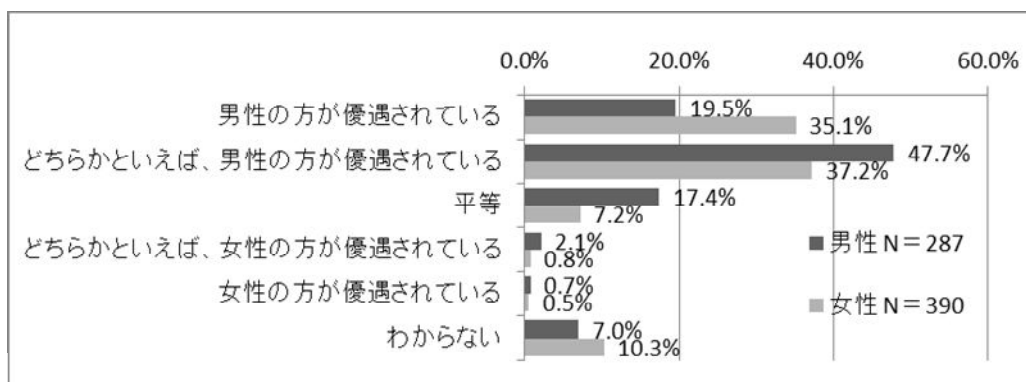


(2) 地域活動
の場で

(3) 職場で

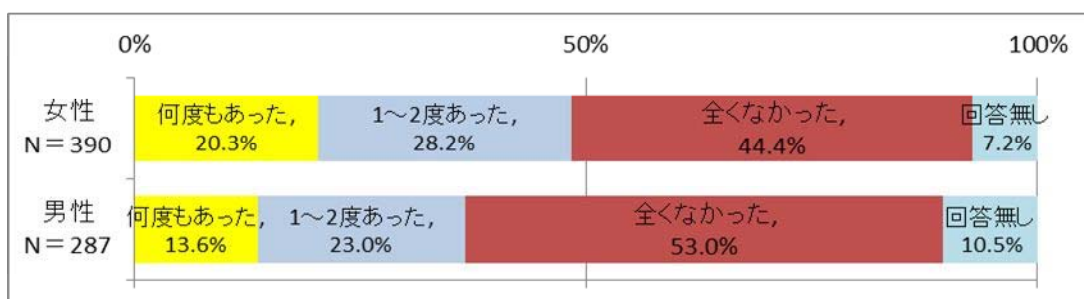
(4) 学校教育
の場で(5) 政治の
場で(6) 法律や制度
の上で

(7) 社会通念・習慣・しきたりなどで

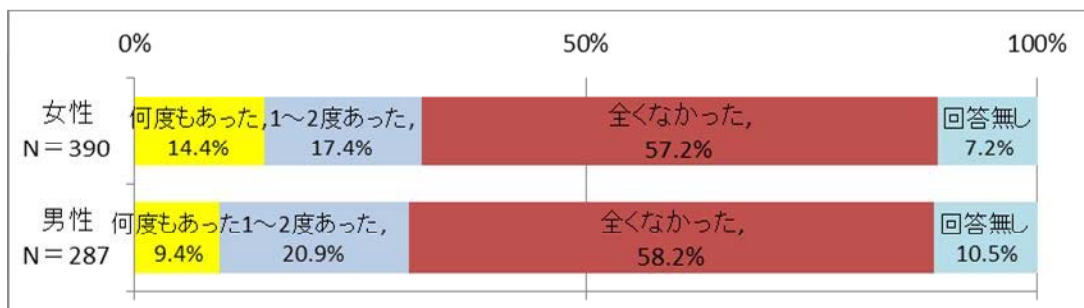
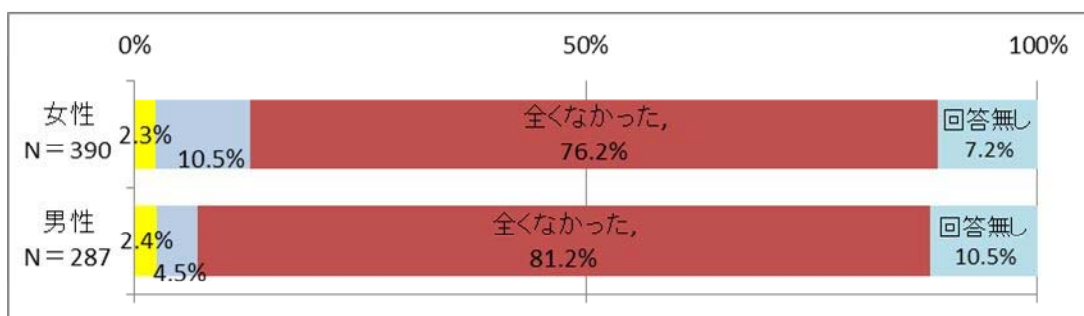


◆◆ 7. DV（配偶者や恋人など親密な関係にある人からの「暴力」） ◆◆

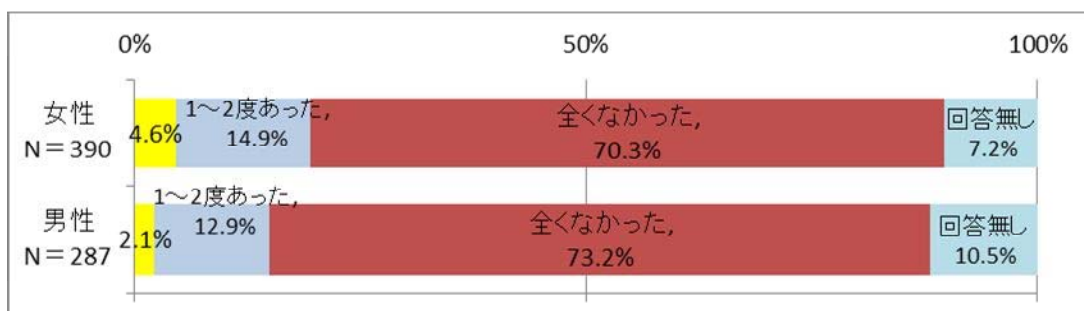
12 今までに配偶者（夫又は妻）や恋人から次のような暴力を受けたことがありますか。

(1) 大声で
どなる

(2) 汚い言葉や人格を否定するような言葉でののしる

(3) 足で
ける

(4) 物を投げつける



小矢部市男女共同参画プラン(第2次)

発行日 平成25年3月
発行 小矢部市
編集 小矢部市民生部市民協働課
〒932-8611 富山県小矢部市本町1番1号
TEL 0766-67-1760(代)
FAX 0766-67-5520
ホームページ

<http://www.city.oyabe.toyama.jp/>

富山県 小矢部市



小矢部市シンボルキャラクター
メルギューくん メルモモちゃん